

第2回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成24年11月15日（木）午前10時00分～

【場 所】八尾市文化会館（プリズムホール）4階会議室1

【出席委員】吉田会長、福岡副会長、吉川(正)委員、花嶋委員、角柿委員、中浜委員、小松委員、山下委員、大本委員、林委員、辻井委員、森本委員、榊井委員、木原委員、中西委員、前田委員、笠原委員、山本委員、土井委員、桶谷委員、北山委員、高山委員、柳谷委員、西田委員

【欠席委員】吉川(博)委員、中野委員、大西委員

【事務局】村上経済環境部長

益井次長兼資源循環課長、西野課長補佐、安藝係長（以上、資源循環課）

田口次長兼環境保全課長、吉田環境事業課長、一ノ本環境施設課長

1. 開会挨拶（事務局）

2. 配布資料の確認（事務局）

- ・第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
- ・第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料(資料No.6)
- ・審議会委員座席配置図

3. 案件

○ごみ処理に係る八尾市の現状、家庭ごみの有料化について

- (1) 家庭ごみの有料化の必要性について
- (2) 家庭ごみの有料化制度について
- (3) 八尾市の指定袋制度について

4. 議事（議事進行：会長）

(1) 家庭ごみの有料化の必要性について(事務局説明) 【資料No.6】1ページ～

資料No.6に沿ってご説明させていただきます。はじめに家庭ごみの有料化の必要性について、本市のごみ処理の現状についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。図1は人口の推移と家庭ごみと事業系ごみの処理量の推移を表したものです。折れ線グラフが人口の推移、濃い棒線グラフが家庭系ごみ、薄い棒線グラフが事業系ごみです。下段の図1-1は、ごみの総排出量の推移です。こちらは、家庭系ごみと事業系ごみを合算した総量の推移となっております。本市の人口は概ね27万人で推移しています。収集ごみについては、平成8年度からの5種分別・指定袋制の実施を皮切りに、平成13年度には粗大ごみ電話予約制度、平成18年度には事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬許可制度をそれぞれ実施し、また平成21年度には8種分別・指定袋制への拡充を図るなど、ごみの適正処

理と資源化に取り組んでおります。

その結果、事業系ごみを示す薄い棒線グラフについては、平成 17 年のピーク時と比べて約 1 万 5 千トン程度の減となっています。

一方、家庭系ごみについては、平成 15 年度をピークに減少傾向を示してきましたが、近年ではその動きが鈍化しているという現状です。

続きまして 2 ページの図 2 は、家庭ごみの内訳を示しております。濃い棒グラフが可燃ごみ、その上が資源ごみ、その上がその他のごみという形になっております。家庭ごみの内訳についてみると、約 85% が可燃ごみとして出されています。本市におきましては、図 3 の円グラフで示している可燃ごみの組成分析調査を実施しております。平成 23 年度の調査結果をお示しておりますが、ご覧いただいておりますように 68.3% が可燃ごみです。可燃ごみのうち約 30% が資源化できるもので、市民の方々にはごみの減量・資源化に対する更なる意識の向上が必要であると考えます。一方、その他可燃物等が 7 割程度ですが、内訳は厨芥類(生ごみ)が 40% 程度、ビニール、ゴム、皮革類が 15%、紙類が 15% で合わせて 70% 程度になっているという現状です。続きまして 3 ページは、八尾市と同等規模の自治体との比較です。八尾市は特例市ですので、特例市との比較をお示しております。図 4 は、1 人 1 日あたりのごみ量の比較を表しています。濃い部分が八尾市、薄い部分が特例市の平均を表しています。特例市の平均よりも、八尾市は少し下回っている現状です。直近では、平成 22 年度の特例市の平均が 1 日あたり 991 g、一方、八尾市は 968 g で 20 g 程度少ないという現状です。順位でいうと、特例市 41 団体中 20 位で中位程度です。さらに内訳は、図 4-1 に、その中の事業系ごみの 1 人 1 日あたりの比較が表されています。直近ですと、平成 22 年度、特例市の平均が 1 日あたり 290 g、一方八尾市は 256 g で 40 g 程度八尾市が下回っている現状です。順位でいいますと、41 団体中 17 位になっています。一方、家庭系ごみは、以前は平均程度でしたが、特例市の平均が 701 g、八尾市は 712 g で特例市を上回っているという現状です。順位でいいますと、41 団体中 23 位という現状です。

続きまして、4 ページの図 5 では、どの程度資源化が進んでいるかを示しています。平成 22 年度全国の平均が 18.8%、八尾市は 16.4% で、ここも特例市を下回っているという現状です。順位は 41 団体中 29 位です。特例市と比較すれば、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた全体量では中位程度となっています。とりわけ事業系ごみについては、特例市と比較して排出量が少なくなっています。一方、家庭系ごみは、他の特例市の平均を上回っているとともに、資源化率については平均より低い状況にあります。

このことから、本市として更に 3R を推進していく余地があるとともに、市民一人ひとりの意識づけ・動機づけが必要であると考えております。

続きまして、八尾市が直面している課題についてご説明します。この点については、第 4 期審議会におきましても家庭ごみの有料化に向けた議論を進めていく答申をいただいたところでありますが、再度検討にあたりまして、八尾市が直面している課題についてさらにまとめさせていただきました。第 4 期審議会、さらに前回の審議会でもご説明させていただいておりますが、主に大阪湾のフェニックス計画と焼却工場の課題があります。そのうちの大阪湾フェニックス計画について、簡単に経過からご説明させていただきます。

大阪湾フェニックス計画は、高度経済成長における大量生産、大量消費を背景に 1970 年代最

終処分場の確保が困難になり、とりわけ阪神間で枯渇したという状況でした。一方で、港湾管理者としても港湾設備の用地確保が必要とされました。そこで、昭和 57 年に大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）が設立され、平成 2 年から埋め立てを開始し、近畿圏から発生する廃棄物を受け入れたという状況です。近畿の自治体や港湾管理者が出資する事業であり、近畿圏から発生する廃棄物の処分を行うという目的でした。5 ページの表でお示しているのが、進捗率で、どの程度埋め立てが進んでいるかを表しています。管理型と安定型という 2 つの区分がありますが、すでに全体の 7 割程度の埋め立てが進んでおり、新たな埋立処分地を整備していく必要があるという現状です。右の表、近畿 2 府 4 県 168 市町村ありますが、大阪から和歌山までの 168 市町村が最終埋め立てをフェニックスに依存しているという現状です。直近でいいますと、一般廃棄物と民間の産業廃棄物とをそれぞれフェニックスセンターで受け入れていました。一方で、民間の産業廃棄物の枠が平成 26 年度で終わり、一般廃棄物は平成 51 年度まで受入可能という現状でした。同時に埋め立てが終わらないと埋め立て後の事業ができないという現状にあるので、問題点としてお示ししています。平成 27 年度以降、民間産業廃棄物の受入ができなくなると、埋立地全体の竣工が遅れることにより、土地活用も遅れることとなりますので、これを平準化するという意味で計画変更がされたところでした。それによって埋め立て期間については、平成元年度から約 33 年間、平成 33 年度まで延長されました。

しかし、次期フェニックス計画は、進捗率は 7 割程度ということですので、次期計画に向けて取り組みを進めていかなければならないという現状があります。国からは、フェニックスがあるから近畿圏の 3 R が遅れているのではないかという指摘をされていますので、次期計画に向けては、既存の処分場をできるだけ長期に有効活用するとともに廃棄物の減量もさらに進めて、それでもなお新たな処分場が必要だということについて、住民や国などの関係者から理解を得ていく必要があるという課題があります。

6 ページをご覧ください。さらに減量を進めていかなければならないということで、大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会の中で、それぞれ埋め立てをしている団体に対して減量目標が設定されています。平成 12 年度を基準として、平成 27 年度の想定数値ですが、平成 12 年度を基準としてごみの排出量については約 25%削減して 75%に、最終処分場については 40%程度に引き下げる、リサイクル率については平成 12 年度が 9.7%であるところを 25%まで引き上げるという想定目標値が定められています。それを八尾市にあてはめると、八尾市のごみの排出量が、平成 12 年度は 8 万 7 千トンですので、平成 27 年度には 6 万 5 千トン程度に、最終処分量については、1 万 9 千トンを 8 千トンに、リサイクル率については、19.2%を 25%程度まで引き上げるという目標になります。国から、近畿圏は遅れているという指摘がありますが、実際はどうかということを表したのが 6 ページ下の表です。それぞれ近畿以外の北海道から九州・沖縄まで圏域ごとにごみの総量あるいは再資源化、最終処分量を表しています。近畿圏はそれぞれ、総量でいいますと下から 2 つ目、再資源化は最下位、最終処分量も下から 2 つ目ということで、国の指摘が数字上も表れています。

続きまして 7 ページ、焼却工場の課題です。焼却工場につきましても経過からお話しさせていただきます。昭和 41 年 9 月に今の八尾工場の前の工場、日量 450 トンの工場を建設しました。この工場は、大阪市が八尾市との行政協定を受け、八尾市から工場用地の無償譲渡を受けて建設し、大阪市が管理運営を行いつつ両市のごみを焼却するものでした。大阪市では、昭和 55 年

7月の大正工場の完成で可燃ごみの全量焼却体制が確立されることとなりましたが、ごみの排出量の増加に対応し、将来とも安定した全量焼却体制を維持していくためには、老朽化した既設工場の建替を順次行い、さらに八尾市においても、最初の協定時に比べてごみ量が増加したという現状もあり、八尾工場の総量日量 600 トンというさらに大きくした新工場が建設され、平成 7 年 4 月に今の工場が建てられました。ところがそのような経過がある中で、平成 21 年秋に、大阪市が大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会を立ち上げました。その報告では、大阪市のごみが以前の計画に比べて減っているという現状の中で、大阪市で発生するごみは、大阪市域内の工場で十分焼却できるので、八尾工場の平成 38 年度以降の計画については、白紙ということで、切り離しが想定されました。これが前回の審議会で議論された背景でした。その後、大阪市で変化があり、現状は共同処理のあり方について検討しているという状況です。

続きまして 8 ページ、取り組むべき課題について。先ほど申しあげましたように、これまでのような焼却量に応じた焼却料を大阪市に支払う形式から、焼却工場の施設整備費や管理運営費の負担という新たな共同処理体制が必要になってくることが想定されます。将来の世代にだけその負担を負わせるのではなく、私たちの世代から一定の負担を負うべきということと、さらに今の世代から 3 R に向けた一層の取り組みをすることで、ひいては将来の負担の軽減につながる、そのひとつの方策として、家庭ごみの有料化を検討したいと考えています。

家庭ごみの有料化につきましては、当然、将来焼却工場を八尾市が建てなければならないことや、負担をしなければならないといった場合の財源の活用につながりますし、ごみ処理にかかる負担の公平化、さらには有料化に伴いまして、ごみ処理の減量やリサイクルに対する市民意識の向上にもつながると考えております。

8 ページの下段の吹き出し、新規焼却施設の建設費・維持管理費の試算ということで、これは概算ですので、参考程度に認識いただければと思います。現状、平成 32 年度の焼却処理量ですが、策定した一般廃棄物処理基本計画における目標値は、5 万 7 千トンを目指しています。一方、平成 23 年度の実績に基づく試算では、7 万 6 千トンという焼却委託量となっています。これをベースにどれくらいの処理量になるか、どれくらいの施設規模になるかという試算をしますと、一般廃棄物処理基本計画においては日量 157 トン程度になり、そこから必要な施設規模は、概ね 220 トン程度の焼却場、それをベースにすると建設費は 110 億円程度、維持管理費年間が大体 11 億円程度になります。

一方、今のままの処理量でいくと日量が 209 トンで施設規模は 290 トン、建設費が 145 億円、維持管理費 15 億円かかるということで、今からの取り組みが重要であると考えます。

続きまして 9 ページ、平成 23 年の 6 月に策定した、八尾市における第 2 期八尾市行財政プログラムにおける中期財政見通しをお示ししております。

決算も出ていますので、それについては変動している可能性があります。この作成当時の見込みとしては、平成 23 年から 26 年までの累積赤字は、上の表の一番下の行（ア）の部分です。69 億円程度の財源不足が生じるという見込みがされています。八尾市においても基金があり、その基金の残高が、平成 22 年で 69 億 3600 万程度の基金があります。この基金を活用すると、平成 26 年度以降は何もできず、基金がほぼ枯渇するという見込みが立てられています。

続きまして 10 ページに、先ほど申しあげました焼却工場の経費のイメージを図で表しています。焼却処理量（x）と焼却委託単価（y）で表すと、 $(x) \times (y) =$ 焼却委託料となります。

焼却処理量の増加に伴って焼却委託料が増加します。今後、新たな共同処理という形になると、その部分が変わってきます。今後想定される焼却処理にかかる経費として、焼却工場の管理運営費があります。その中で、当然ごみ量によって変動する経費もあれば、ごみの量で変動しない経費もあります。施設整備にかかる元利償還金は、いったんその工場の規模で建ててしまうとそれに係る借金はごみの量によって変動しませんので、将来にわたって返済し続けなければならないという部分です。一番下の棒グラフは、施設整備費にかかる財源のイメージを表しています。国からの交付金と地方債、いわゆる借金の部分と、借金によらない一般財源の部分という3つの財源構成が考えられます。地方債については、借金ですので将来にわたって元利償還という形で返済が必要です。一般財源が建設時に投入される市税になります。この部分は、施設規模によって負担の大きさも変わりますので、ここの部分も加えて、今から減量に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えます。有料化による手数料収入を充当することで、世代間の公平を図ることができるのではないかと想定しています。以上、説明を終わらせていただきます。

○委員

ごみの減量をもっと進めるために、住民一人ひとりにもっと努力を求めるとあるが、この努力をするための啓発をどのように考えているのか。常々啓発が不足していると思っている。

○事務局

第4期審議会におきまして、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定しました。この中で審議いただき、ご提案いただいた内容を実践することによって減量が進むと認識しております。例えば、廃棄物減量等推進員におきましては、説明会を開催させていただきました。こちらから八尾市の現状をお示しし、減量を進める必要性を説明させていただきました。八尾工場で見学会も開催させていただきましたが、八尾工場は八尾市のものではなく大阪市のものだと初めて知ったという方もいらっしゃいます。意識が浸透していないというのが現状です。これから減量についてし、基本計画に則った啓発を進めていければと考えているところでございます。

○委員

街中を走っていると、賃貸マンションの引っ越しの数が増えているのが気になる。引っ越しのたびにゴミを何でも捨てていっている。それが目について仕方ない。引っ越しの際には、管理会社と何とか話し合いをして、ゴミをきちんと捨てるという方向を考えられないのかと思う。

○事務局

個人の資質の問題もありますが、分別の啓発をしていきたいと考えています。

○会長

引っ越しのときのまだ使えるようなものは、交換するシステムを八尾市も始めつつある。

○事務局

リサイクルセンターで実施しています。

○委員

それは誰がやるのか。

○事務局

リサイクルセンターの説明をさせていただきます。「ゆずります／ゆずってくださいコーナー」で不要品の交換をしています。不要品を持ってこられる市民は意識の高い方でありがたいのです。

が、個人でお持ちいただけるものは大きさとか重さに限界があります。おそらく引っ越し等で捨てていかれるごみは、いわゆる粗大ごみのようなものも含まれているのかと思います。いかにごみを減らすか、不要品を必要としておられる方に交換できるか、仕組みを検討していきます。来年度から指定管理者制度に基づいて、学習プラザを運営管理していくという方針で進めております。その中で、もう少し踏み込んで具体化して、市民のみなさんの意識が上向くような仕掛けを進めていきたいと考えています。

○会長

有料化の審議会と並行して、不要品交換にインターネットの活用も考えていけばよい。

○事務局

管理会社の中には、入居者に、24 時間ごみを捨てられるとか、分別をしなくてもよい等という不誠実な入居の募集をしているところがあります。生ごみも不燃ごみも何から何まで引っ越しの時に捨てていっています。先日そういう事例があったので、事業系のごみ、不燃ごみ等産業廃棄物として管理会社が責任を持って処理するようにと管理会社を指導したという経緯があります。

○副会長

私も啓発は大事だと思う。逆に委員のみなさんにお聞きしたい。今日説明していただいた現状を知っていたのかどうか。実は知らなかったということであれば、その啓発も必要である。まず実態をもっとみなさんにお知らせしないと、有料化が必要かどうかという判断が違う判断になってしまうかもしれないと思う。

○会長

第4期審議会の委員のみなさんはご存じだろうが、おそらくみなさん詳しいことはご存じないと思う。

○委員

ごみは、一般家庭の主婦の方が排出していると思う。トレイは資源ごみに出さないといけないと思いながら、スーパーのシールなどがついていたら、それを取り外すのが面倒なので可燃ごみに出したりする。牛乳パックを洗うのが面倒なのでそのまま捨てているという話も聞く。八尾市でも市政だよりで資源物の出し方について、汚れているものは容器包装プラスチックでも生ごみと一緒に出すとかお知らせしているが、書かれていても見ていない方が多いように思う。

○副会長

おそらく、ごみ処理が非常に行き詰るという情報がないと、安易な方向に流れると思う。ごみを捨てることに抵抗がない状態になってしまうのではないかと思う。

○委員

事務局にお聞きしたい。資料の6ページ、平成12年度のリサイクル率19.2%を平成27年度に25%に上げるということだが、家庭ごみの30%はまだリサイクルできると書いている。また、8ページにも、ごみ処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上ということを盛んに訴えている。19%から25%に上げるための方策を八尾市としては、どのように考えておられるのか。市民に啓発する方策があまり見られない。市政だよりだけではなく、ダイレクトに市民をどう啓蒙していくと考えておられるのか教えていただきたい。

○事務局

資源化率の向上については、八尾市としては有価物集団回収の奨励金制度を実施しております。これは集団回収しておられる各団体に、1 kg 当たり 5 円の報奨金を支払うという制度です。これによって団体の活動資金になりますので、普及活動のきっかけになると考えています。あと、容器包装プラスチックに関しては、平成 24 年 4 月から、月 2 回の収集を週 1 回に増やして、さらに排出しやすい環境を整えています。資源物に関しては、抜き取り行為の対策として、連絡を市にいただきましたら、現地に出向いて直接指導を行っております。

○委員

ごみ減量推進員が各町会に 1 人いる。この間一度だけ推進員会議があった。来てくださっている方は、いい勉強になったと帰られたが、その後、その方たちがどう動いていくのか計画を立てないと、せっかくいらっしゃる委員が少しも活動していない。私は町会長を務めているので、班長会でごみの分別方法について詳しく説明した。もし、わからなかったら私に聞きに来てもらうようにしている。町会のごみを少なくしたいという思いがある。推進員になっていただいた方を動かすのは市である。市自身が集まりを持たないということでは啓発は進まない。

○会長

確におっしゃるとおり。どこの市でも推進員の方はいらっしゃるが、市との接触は少ない。そういう仕組みを作っていただかないと、市だけが空回りする。市民が動かないとだめ。システム作りが重要。この審議会は、ごみを減らすための審議会でもあり、有料化の審議をするための審議会でもある。その理由は、先ほど説明があったように、将来ごみ焼却場の建て替えのためには、莫大な資金が必要となる。そのお金を今から貯めておくために、有料化を検討したいということ。その審議をする中で減量化も必要だということ。減量したら有料化しなくていいということではない。いかに払うお金を減らすかということ、もちろんここで審議すればいい。この辺り、誤解があってはいけない。前回の審議会でみなさん賛成されたことである。フェニックス埋立処分場が埋まってきている。焼却場の灰はすべて管理型に埋める。その管理型は減ってきているが、一般の廃棄物（安定型）は空いている。管理型の減った分とまだ空いている分を足して 2 で割ったら延命するのではないか。灰を減らすためにはごみを減らさないといけない。ところで、八尾市の目標年度はいつか。

○副会長

フェニックス埋立処分場は管理型があいているのではないか。

○事務局

八尾市の目標としては、基本計画では平成 32 年度までの計画としています。それが一つの目標になります。平成 27 年度というのは、フェニックスの方から示されている平成 12 年度を基準とした目標で、八尾市としてはあくまでも 32 年度を目標としています。

前期の審議会でご答申をいただいて、それに基づいて作成した基本計画です。9 年間の計画で、平成 32 年度を目標として、八尾市の減量目標は平成 22 年度を基準にしています。基本計画の 52 ページに記載されています。一番上段に、資源化、減量の目標を示しています。平成 22 年度を基準にして、平成 32 年度までに 25%、59000 トンの削減。これは資源化されている量を除くごみ焼却量です。資源化率についても、現状の 17% から 30% にするという計画になっています。これは補足ですが、平成 27 年度に有料化を実施することを前提とした計画です。

○委員

有料化の前提として知識として知っておきたい。3ページに八尾市は平成13年に特例市になっていると記載がある。特例市は人口20万人都市で、中核市が30万、政令市は50万規模の都市である。焼却場を建設する際、特例市の場合は大阪府知事の許認可から外れるのか。条例を単独で制定できるのか。地方自治法が詳しくわからないので教えていただきたい。特例市になるとどういうメリットがあるのか。ある程度市が単独でできると思うが、一般の市と比べてどういう権限があるのか。

○事務局

特例市についてのお尋ねですが、ここでは八尾市と特例市を、同等の人口規模の都市とのごみ量の比較資料という意味でお示しさせていただいているということでご理解いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員

それで結構。

○副会長

一般廃棄物の処理は、市町村の自治義務ということで、それぞれが自分の権限でやるということ。特例市であってもなくても同様。それに対する条例を作るのは自治義務の範囲内で、それぞれの市町村が条例で決めることができる。中核市や政令都市は産業廃棄物に関する許認可権がつくが、特例市にはつかない。

○会長

各市町村でばらばらなので、市長が独自の考え方で決めることができる。

○委員

ごみの処理費用は、例えば生活保護受給されている方とか、ひとり暮らしのご老人とか万遍なく徴収していいのか。

○会長

有料化の市町村は、そのあたりは配慮されている。八尾市も必ず配慮すると思う。

○委員

この審議会で検討すべきことは、ごみの減量が主目的なのか、あるいは将来のごみ袋の有料化が目的なのか、はっきりしなければ前に進めない。もし有料化するのなら、市の方にお伺いしたい。一番有料化が進んでいるのは京都市。京都市についてその実態を調べているのかお聞きしたい。

○会長

有料化がこの審議会の主目的。しかし減量化についての議論も必ず必要。減量したら支払うお金が減る。

○委員

有料化が主目的というよりは、ごみを減らさなければならない。そのための方法として有料化したらいいのではないかと前回の審議会で決まったのではないか。

○会長

有料化をすればごみが減るという立場はとっていない。将来お金がたくさん必要。そのお金を負担していく。

○委員

うちはスーパーを経営している。ごみ処理を業者に頼んでいるが、処理費がかなり高いため、ごみ量がだんだん減っている。やはり有料化するとごみは減ると思う。減ったお金をどこに持っていくかはわからない。

○会長

もちろん結果として減るが、そのお金は将来の焼却場建替のために積み立てておく。

○委員

個人的には、ゆくゆくは有料化にならざるを得ないと思う。毎月園芸グループで集まっているミーティングのときに、八尾市がごみ有料化になると言うと、参加者は皆ショックを受けていた。今まで埋立ごみで捨てられていた土が捨てられなくなった。ペットボトルは洗って出さないといけないので水道代がもったいないといって出さない人もいる。ペットボトルやトレイのごみ袋を使わない人は袋が余っている。そこも行政が調べて、住民が納得いくようにしてから有料化にしていきたい。

○事務局

指定袋の配付に関しては、世帯人数に応じて基本セットという形で配付しています。使う方、使わない方もいます。袋が足りない方は取りに来ていただくようにしているし、使わない方は別の用途に使用している場合もあります。使わない方は返却いただいたら再利用させていただくようにしていますが、使用状況を市で把握するのは難しい状況です。枚数の見直しができるところはしておりますということでご理解いただきたい。

○事務局

補足ですが、袋は年間で27万枚程度返却されています。再調整という形で作り直して、配付させていただいています。

○会長

先ほど京都市の有料化についておっしゃった。京都市だけでなく、有料化している市町村の調査結果を次回に示していただきたい。

(2) 家庭ごみの有料化制度について(事務局) 【資料No.6】 11 ページ～

資料11ページからご説明させていただきます。家庭ごみの有料化制度についてということで、全国的な動向からご説明します。国におきましては、環境省が平成17年5月に出しています。基本的な方針の中で市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に地応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を掲げました。それを受けて、国は市町村が有料化を導入する際の参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を平成19年に作成されています。家庭ごみの有料化の導入状況は、徐々に増加しつつあります。下段でお示ししています、全国市町村の有料化実施状況では、市区町村で61.4%が実施しています。市や区のレベルでは54%、町村にいくほど高くなるという現状です。

有料化実施率推移ですが、折れ線グラフになっています。かなり長い年月調査をしておられますが、2000年の9月の時点では、大体2割程度の自治体ですが、10年経た2012年10月には54%にまで増えています。年代別の推移は、下段の棒グラフに示しています。2000年から急激に増えてきているという状況です。

続きまして 12 ページ、有料化の仕組みです。主なやり方として、1 枚目から有料の単純従量制、一定まで無料で、それを超えると有料になる超過有料制と 2 種類あります。両者には当然長所・短所ありますが、一定量までの把握の技術的な問題があり、最近では単純従量制を採用する都市が多くなっています。具体的に 2 つについて補足説明します。仕組みについては先ほど申し上げた通り、超過有料制については年間 100 から 150 枚くらいを無料で配付して、超えた部分については有料制という形です。上段のタイプを見ていただきますと、ある一定のところから急勾配になっている形です。特徴は、仕組みのわかりやすさでいうと、単純従量制が 1 枚目からかかるということです。ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果は、どちらも経済的な動機づけによるごみの減量意識や行動への誘導は期待できます。ただし、ごみの排出量の多少にかかわらず、手数料の負担が発生するため、単純従量制については、減量効果が大きいと言われていますが、超過量有料制については、一定枚数までは無料なので動機づけが上がり、減量効果は発揮しにくいといわれています。負担の公平性は、単純従量制はごみを多く出す人ほど多くなるので、負担の公平性が図れます。超過量有料制については一定枚数までは無料ということなので、一定枚数が通常多く配付されるというケースでは、負担の公平性が図られないということになります。制度の運用に関する事務経費は、どちらも一定の経費は当然かかってきますが、超過量有料制の方が市民への配付、保管の手間、事務経費もあり単純従量制に比べて多くの経費を有するという形になっています。

単純従量制は、市民への配付等の余分な事務経費は発生せず、手数料収入は、当然単純従量制の方が 1 枚目から発生するので多くの手数料収入につながります。実施団体ですが、福岡市、京都市、仙台市、札幌市などの政令都市は単純従量制を採用しています。超過有料制については高山市、河内長野市といった団体が採用しています。

続きまして 13 ページ、価格帯別都市数ということで、価格帯と徴収の方法について示しています。左上の図の四角で囲んでいますが、有料化実施団体の 70% が 20 円～50 円台の価格帯に集中しています。徴収方法については、有料の指定袋方式を採用している団体が圧倒的に多く、それ以外はシール制や納入通知書方式といった団体があります。シール方式と指定袋方式を比較してみると、導入都市は大阪府内でもばらばらです。

シール制のメリットはレジ袋など他の袋が使用可能である、自治体が配付する場合は軽くてコンパクトになる、費用や労力が軽減できるというメリットがあります。

指定袋制のメリットは、袋の大きさと対応したごみ処理手数料の徴収ができる、複数のごみ袋ができる、収集時に容易にごみ袋の見分けがつけられるので、作業効率が低下しないということです。

一方デメリットは、シール制は大きさ別の手数料が取りにくい、具体的に言うと、45ℓのごみ袋に 45ℓのシールが貼られるとは限らない。また、シールを剥がして他のごみ袋に張り付けるといった恐れがある。また、小さければ貼っているか貼っていないかわからないので、収集の作業効率が低下する。

指定袋制は、定められた袋以外は使用できない、町会や市で配付する場合、重く、かさばるといったデメリットがあります。

続きまして 14 ページ、先ほどお話があった有料制を採用している団体 2 市ほどピックアップして活用事例ということで示しています。本市における家庭ごみの有料化の目的につきましては、

先ほども申し上げましたが、近い将来に新たな負担が生じることが想定されますので、将来にそのつけを回すのではなく、今の世代においても一定の責任を果たしていただくということで、世代間の公平性を図ることにあります。したがって有料化に伴うごみ処理手数料の一部については、積み立てていく必要があると考えています。また、その使用料の使い道についても市民のみなさまに見える化を図っていくことが望ましいと考えます。八尾市と同じ特例市である鳥取市の例ですが、平成 19 年のデータです。鳥取市のホームページで公開されている内容を示しています。鳥取市は単純従量制を採用し、可燃ごみとプラスチックごみについてそれぞれ有料化を実施しております。減量効果ですが、可燃ごみの搬入実績は有料化の導入前と導入後は 17.4%の減量になっています。プラスチックごみの搬入実績についても、有料化後には 12.6%の減となっています。具体的に 15 ページに、鳥取市のごみ処理手数料の使途ということで、鳥取市の市政だよりにより 1 年間だけこういう形で公開されていました。収入は 2 億 7400 万円あり、その使途として家庭ごみの有料化事業に 1 億 9200 万円、その他として再資源化等推進団体奨励金、資源ごみ收取経費、生ごみ処理機購入補助などということで 3 R の推進事業に約 3 割程度使っているということです。

一番八尾市に近いところで、泉佐野市も有料化について公開されていました。

袋の価格については、100、200、500 の 3 種類の袋で、それぞれ 10 枚入り 100 円、200 円、500 円という指定袋を採用しています。平成 18 年から有料化されており、減量効果は 17 年と比較して、大体 15%程度の減量実績があるということです。16 ページでは、有料化の使い道、平成 21 年度ですが、それぞれいくら売れたかが公開されています。一番多く売れているのが、意外なことに 200 袋です。歳入として 1 億 1600 万円程度ありました。それをそれぞれ有料化実施経費、ごみ減量化推進経費、不法投棄等対策経費に充当していると細かく公開されています。泉佐野市では、もう少し詳しい説明もありましたが、毎年市民のみなさんにこのように公開されています。

続きまして 17 ページ、施設建設のために手数料を八尾市のように積み立てている自治体があるのか調査しました。岡山市では平成 22 年度に 4 億 9 千万円の積立金がありました。岡山市の有料化の理由は、平成 31 年以降に広域体制に移行する計画があり、それまでは 3 施設の体制を維持するために、環境センターの機能維持・処理能力を確保するために使いますということです。家庭ごみの処理手数料は 9 億 4 千万程度で、その内、約 5 億円を基金に積み立てているということです。残りの 4 億について拡充経費、有料化経費に使っています。これも毎年ホームページで公開されています。身近なところで、天理市は、まだパブリックコメントを募集している状況ですので、最終的にどんな形になるかは未定です。平成 24 年の 9 月から 10 月、1 ヶ月かけてパブリックコメントを実施しています。その中では、稼働後 30 年経過している焼却工場の新設に向けた積立金に、家庭ごみ有料化による手数料収入を充当する予定であるとされています。

続きまして 18 ページです。有料化に伴う効果ということで、家庭ごみを有料化することにより、ごみ減量に努力している市民に対しても一定の費用負担を求めることになるが、ごみの減量に努力している市民の費用負担は少なく、努力をせずにごみを多く出す市民はそれに応じて費用負担が増えることになり、ごみ排出量に応じた負担の公平化が図れます。ただし、超過量有料制では、一定枚数までは無料であり、さらに一定枚数は通常多めに配付されるため、その範囲内では、負担の公平化は図れないとされています。ごみの現状、減量・リサイクル等に対する、市民の関心の向上の円グラフがあります。これは、札幌市で平成 21 年度に市民意識調査をされた報

告書から引用しています。「有料化実施後、あなたのごみ減量・リサイクルに対する意識は高まりましたか」という問いです。「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答されている方を合わせると約9割の方が、有料化に伴って意識が高まったと感じておられるという結果が出ています。

19 ページ、市民の行動をごみ減量の行動へ誘導ということで具体的な減量効果の事例を示しています。札幌市から恵庭市までありますが、全部単純従量制を採用しています。算定方法は有料化実施前後で比較しています。多いところは札幌市で33%、少ないところでも米子市の12%の減量効果が出ているということです。特例市の中でも比較すると、単純方式が八戸市から呉市の9市、長崎県の佐世保市は超過量方式で有料化を実施しています。有料化している団体の1人1日排出量はどの程度かを表しています。超過量の佐世保市が1人1日当たりの排出量が520gという結果が出ています。それぞれ2位の鳥取市、4位の岸和田市など有料化を実施している団体は、一人当たりの排出量は少ないという結果が出ています。水戸市は料金が30円ですが、有料化を実施しているにもかかわらず特例市の中で40位なので、その原因について少し分析が必要と考えています。その他は、有料化を実施している団体は比較的排出量が少ないという結果が出ています。

続きまして20ページ、これも東洋大学の山谷先生の調査結果から引用しています。平成12年、2000年以降に有料化を実施した団体の、有料化を実施した翌年度と5年後の減量効果を分析されている調査結果です。図7は有料化導入後の家庭系可燃・不燃・粗大等ごみの減量効果(資源物は含まず)を表しています。これはリサイクルの促進効果を見るのに適した指標になります。有料化実施の翌年は10~19%減少しているのが55団体、20~29%減少しているのが27団体、30%以上減少しているのが24団体あります。130団体中106団体が10%以上の減量効果を表しています。これが5年経ったのちにリバウンドしているかを見ると、114団体になっていて、逆に10%以上減量した団体が増えているという形になっています。

図8は、有料化導入後の家庭ごみ排出量の減量効果ということで、ここは資源化の量も入っています。この指標はごみの発生抑制をみるのに適した指標ですが、これで見ますと、130団体中80団体が10%以上の減量をしています。それが5年後になると10%以上減らしている団体が98団体ということで、さらに増やしています。図9は、有料化導入後の家庭系資源回収率の推移ですが、導入前が17.8%、導入翌年が24.5%で資源化率も上昇しているというデータがでていますが、5年後は24%と微減になっていますが、これについては新聞雑誌等の購読量が落ちていること、アルミ缶の抜き取り等の社会情勢がある中で0.5%しか落ちていないというのは、高い水準を保っているといえるのではないかと考えています。

○委員

料金の有料化等値段が上がることにに対して敏感になっていると思う。消費税もいずれは上がる。住民票の手数料は200円から300円に、戸籍謄本も350円から450円に100円値上がりしている。市民のみなさんは市政だよりをご覧になっていると思うが、知らない間に増やされているという思いがある。先ほどもお話あったように、情報提供や啓発をしていただきたい。有料化になると不法投棄が問題になる。高安山に散歩に行くと、タイヤや冷蔵庫が投棄されているのを目にする。自転車などは業者に持って行き、企業が受け入れる体制を作ることや、製造段階で減らすなど考えていかないといけないのではないかと考えています。市民に減量化を啓発するとともに、業者側にもごみの問

題についてもっと協力を呼び掛けてはいかかかと市民の声が上がっている。

○会長

このあたりの問題は議論していけばいいと思う。箕面市では、リサイクルセンターで市民が古くなった自転車の部品を使って新しく自転車を作るという取り組みがある。

○委員

昨年度の審議会でもごみ袋と町会加入促進が問題になった。ごみ袋の処理手数料としてどうやってお金を徴収するか資料を提示していただいた。自治振興委員会の議論の内容をみなさんにご紹介したい。ご承知のように、現在、ごみ袋は町会加入世帯については、町会の班長に直送されて、そこから各世帯に配られる。これが町会加入の大きなメリットになっている。こういう仕組みになっているから、町会加入は大事であると転入して来られたみなさんにお話している。もちろん、防犯や防災の問題もあるがごみ袋、市政だよりを直接届けてもらえることが大きなメリットである。八尾市は町会加入促進を大きなテーマとして取り組んでいる。昨年、町会加入促進検討会議というものが制定され、われわれ自治会だけではなく、八尾市ぐるみで議論している。先日も、豊川市のある自治会の方が八尾市に研修に来られて、われわれの自治会の取り組みを見ていただいた。八尾市は町会を通じてごみ袋を配られているから、町会加入率の減少の大きな歯止めになっていると感心して帰られた。今回、ごみ袋有料化になると、町会加入率の減少という面で心配である。さきほどから各市の例が紹介されているが、他市でどんな配慮がされているのか、事務局でお調べいただきたい。うまく運用しているところ、例えば町会加入世帯については、ごみ袋を安く渡すとか、あるいは町会にまとめて1,000枚を渡す、それを町会加入世帯で割って使っていただいて、町会に入っていない人との差別化を図る。言葉は乱暴かもしれないが、そういう手段を講じないと、町会の加入率の減少がまちづくりに大きな影響をもたらす。皆さん方もそのようにご配慮いただいて、審議会の答申をつくるときに町会加入世帯を守り、加入率が減らないような手だてを考えていただきたい。

○会長

八尾市でもし有料化を始めるとなったら、今おっしゃっていただいた点は、一つのポイントになる。まず、今おっしゃったようなことが他市でされているかどうか、大阪府下で特例市に限らず、もっと詳しく有料化されているところ調べていただきたい。町会に対する配慮のあるところは、おそらくあまりないと思う。八尾方式としてできるかどうか、知恵を絞らなければならない。そこはこの審議会で議論していくポイントだと思う。

○委員

詳しく調べたわけではないが、東京都の荒川区が行政の収集ではなく、自治会の集団回収を促進しようとしている。行政が収集するとお金がかかるし、資源物の品質が保てない。集団回収を実施する団体に対しては、補助金をもっと上げていこうという動きになっている。集団回収の補助金という形ではなく、補助ごみ袋という形も考えられるのではないかと思う。先ほど会長にご紹介いただいた箕面市の事例は、本当にいい事例だと思っていたが、費用がかかるということで、今は業者に入札で売渡となっている。お金がかかるとだめというわけではなく、みんなでお金がかかってもいいと決めるというのも一つなんじゃないかと思う。

○会長

有料化したお金を積み立てて見える化を図るということは、わかるような事業をするというこ

と。積み立てとともに見える活動をするというのが大事。泉大津市はうまく運用しているので、次回に資料を提示して欲しい。泉大津市は、4市が組合方式で一つの焼却場を持っている。いろんな経緯があったが、最終的にごみの量に比例して経費を払うということになった。ごみの量を減らしたら払うお金が減る。反対があったが、市長の独断で有料化するとした。財政が逼迫しているので、今まで回せなかった環境施策に有料化したお金を回すと約束した。寄付しているという感覚を持つことが大切。袋代を高くしてもいいと思える、色々な市の取り組みをもう少し詳しく説明していただきたい。

○委員

市に取りに行くと、追加のごみ袋を安易に渡している。私は一回も取りに行ったことないので、不公平を感じる。分別になってからどれだけの枚数を追加で出しているのか私たちには見えない。使う人はたくさん使う。私はできるだけ減量の努力をしている。数字で表れたら、こうだから有料化になるといえると思う。

○委員

今の町会加入率教えてほしい。

○事務局

約 110,000 世帯中、町会加入は約 83000 世帯で 75%の加入率です。

○委員

ということは、25%の人が市に取りにきている。1回目は渡すが2回目からは有料で渡すという案はできないのか。町会に入っている人は、町会費を払って協力体制とっている。入っていない人はたくさんもらいに行っている。

○事務局

ごみ袋は、市役所の他に、各出張所、市民サービスコーナー、資源循環課で配付しています。ごみ袋取りに来る人には、氏名、住所、理由を書いていただき、可燃調整袋 10 枚セットをお渡ししています。その名寄せできないので何回取りに来られているか把握するのが難しいのが現状です。名寄せできるような方向を考えさせていただきます。

○会長

案件(3)八尾市の指定袋制度についての議論は、時間切れのため次回とする。

○事務局

次回の審議会は、来年 1 月 24 日午後 3 時から市役所本館 8 階第 2 委員会室で開催します。資料は事前にご送付させていただきますので、よろしくお願ひします。

5. 閉会